投資信託説明書(交付目論見書)

日本ESGオープン
愛称　絆(きずな)

追加型投信/国内/株式

使用開始日　2026年11月12日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人資産運用業協会のホームページ (https://www.imaj.or.jp/) でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]
SBI岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長 (金商) 第370号
設立年月日:1964年10月6日　　資本金:1億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:25,805億円
(資本金、純資産総額は2026年8月末現在)

照会先
[電話番号]
03-3516-1300
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
[ホームページ]
https://www.sbiokasan-am.co.jp

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
三井住友信託銀行株式会社

- **この目論見書により行う日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年11月11日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年11月12日に生じております。**
- **ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。**
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

SBI岡三アセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドは、「ESGファンド」に該当いたします。

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとったものです。投資の意思決定において、財務情報に加え、環境・社会・ガバナンス（企業統治）の非財務情報も考慮に入れる手法をＥＳＧ投資といいます。

［ＳＢＩ岡三アセットマネジメントの考える責任投資について］

●エンゲージメント活動

ESGへの取り組みの面を含めて、投資先企業の企業価値の向上を目的として、投資先企業と建設的な対話を行います。

●適切な議決権行使

ESGの観点を考慮したうえで、投資家利益の最大化に資するよう、投資先企業に対する議決権を行使します。

●ESG投資

ESG評価を投資対象の選定に採り入れるESGインテグレーションや、外部運用機関のESG投資状況を確認するESGモニタリングなど、ファンド毎の特性に応じた実効性のあるESG投資を推進します。

〈ファンドの目的〉

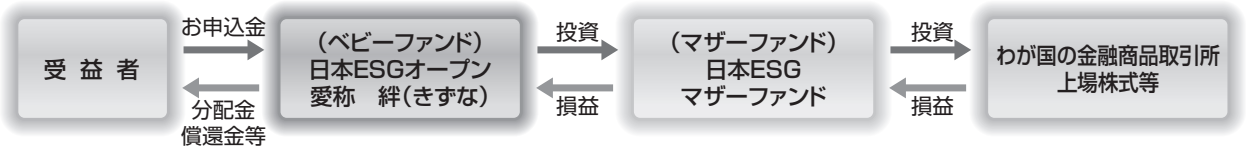
日本ESGマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

〈ファンドの特色〉

● マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資します。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



● わが国の金融商品取引所上場株式のうち、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資し、ベンチマークである東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

● ESG(環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）)面の評価を、財務面での評価に加えて行うことにより、企業価値を評価します。



ファンドの目的・特色

● マザーファンドの運用指図に関する権限を「富国生命投資顧問株式会社」に委託します。

■富国生命投資顧問株式会社の概要

フコク生命グループの資産運用会社として、1986年に設立されました。株式・債券のアクティブ運用に特色をもち、年金運用に長年の実績があります。2003年、いち早くSRIファンドの運用を開始。同運用で培った経験とノウハウの蓄積は、現在のESG運用に引き継がれています。2016年、国連の責任投資原則（PRI、Principles for Responsible Investment）の趣旨に賛同し署名機関となりました。

＜スチュワードシップ責任に関する基本方針（抜粋）＞

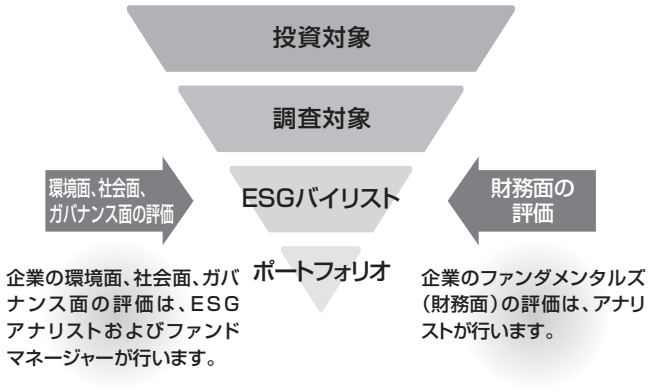
当社は、資産運用という業務の公共性、社会的責任の重みを十分に認識し、役職員が職務の専門性を念頭に置き、能力の開発や研鑽に努め、業務に関する知識および技能の蓄積とともに、教養を高め、人格の向上を図るよう努めています。このような取組みの下、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、サステナビリティの考慮に基づき、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を含む建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）や議決権行使等を行うことが、当該企業の企業価値向上やその持続的成長を促し、結果として、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大が図られると考えます。

※スチュワードシップ責任に関する基本方針の全文は同社のホームページで確認できます。
https://www.fukoku-cm.co.jp/company-profile/stewardship.html

● ポートフォリオ構築に際しては、ボトムアップアプローチによる企業価値評価により、投資価値が高いと判断される銘柄を選定しアクティブ運用を行います。

ポートフォリオ構築プロセス

■個別企業に対する調査分析を重視し、環境面、社会面、ガバナンス面での評価が高く、かつ財務面で投資価値が高いと判断される銘柄でポートフォリオを構築します。



投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
調査対象	富国生命投資顧問のアナリスト・ファンドマネージャーが調査を行っている企業群。
ESGバイリスト	調査銘柄に対して、富国生命投資顧問独自の基準により、企業のESGへの取り組みに対する評価※がA、B以上の銘柄により、ESGバイリストを構築します。
ポートフォリオ	ESGバイリストの中から、企業のESGへの取り組みに優れているだけでなく、ファンダメンタルズの評価を基にした株価の割安性やリスク水準、将来の企業価値を考慮したうえで銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。なお、ベンチマークは東証株価指数（TOPIX）（配当込み）とします。

※評価はA、B、C、Dの4段階評価

上記ポートフォリオ構築プロセスにより、ESG総合評価がAおよびBの銘柄のみを組み入れることとなるため、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資額の比率およびESGのポートフォリオ全体の評価指標の達成状況についての目標や目安は設定しておりません。

【ESG評価の定義等】

富国生命投資顧問ではESG面の評価を行う目的で、アナリスト及びファンドマネージャーが企業のESGに関する取組みについて情報を収集します。具体的には、個別企業に対する直接取材を通じて「ガバナンス」、「社会」、「環境」の各項目に関してそれぞれ企業の取組み度合でスコア（0～3点）を算出し、加重平均したもので総合評価を決定します。評価基準は以下の通りです。なお、「A」「B」は投資適格、「C」「D」は投資不適格と判断します。

ESG総合評価	点数
A	2.3点以上～3点
B	1.8点以上～2.3点未満
C	0点～1.8点未満
D	取材拒否により算出不能

※ポートフォリオ構築プロセスは変更になる場合があります。

- 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、投資信託財産総額の50%以下とします。

配当込みTOPIX(以下、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社(以下「ＪＰＸ」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

毎年8月11日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主な変動要因

- **株価変動リスク**
 株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。
- **信用リスク**
 有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ファンドはインパクト創出を目的とした具体的な目標数値や目安を設定しておりません。
- ESG評価が相対的に高い銘柄を組入れるためポートフォリオ特性が偏る場合がありますので、基準価額の値動きがベンチマーク（東証株価指数（TOPIX）（配当込み））の値動きと大きく異なる可能性があります。
- ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。

〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

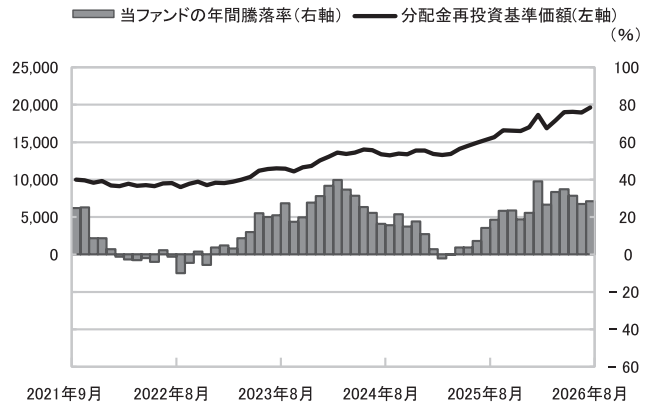
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社は、運用指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用状況や業務運営態勢等について継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年9月末～2026年8月末

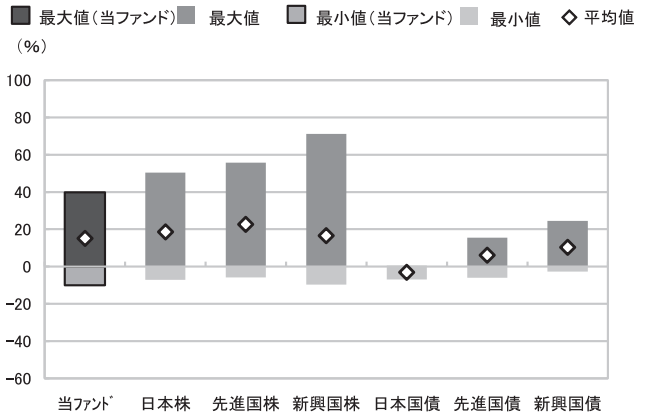


＊分配金再投資基準価額は、2021年9月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年9月末～2026年8月末



（%）

	当ファンド	日　本　株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	39.8	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△ 10.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	15.0	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数
　日　本　株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
　先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
　新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
　日本国債・・・NOMURA-BPI国債
　先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
　新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
　MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
　NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

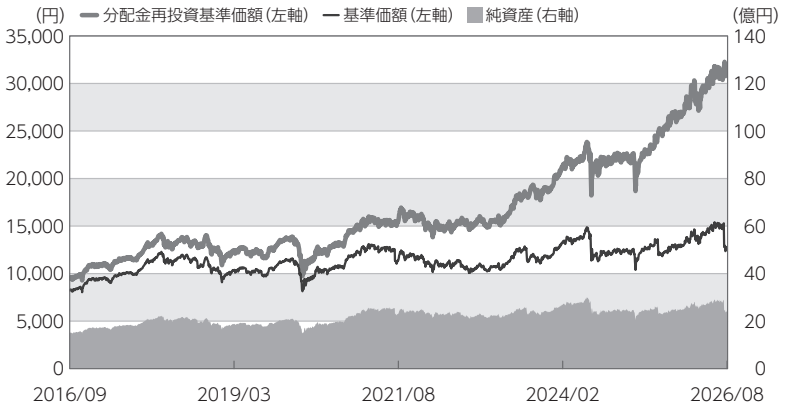
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
　JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2026年8月31日現在

●基準価額・純資産の推移

2016年9月1日～2026年8月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 8月	2,600円
2025年 8月	1,800円
2024年 8月	1,400円
2023年 8月	1,200円
2022年 8月	700円
設定来累計	11,200円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	97.89%
その他資産	2.11%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分(日本ESGマザーファンド)

業種	純資産比率
電気機器	21.80%
銀行業	10.56%
卸売業	9.79%
化学	8.46%
情報・通信業	7.02%

※組入上位5業種です。
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

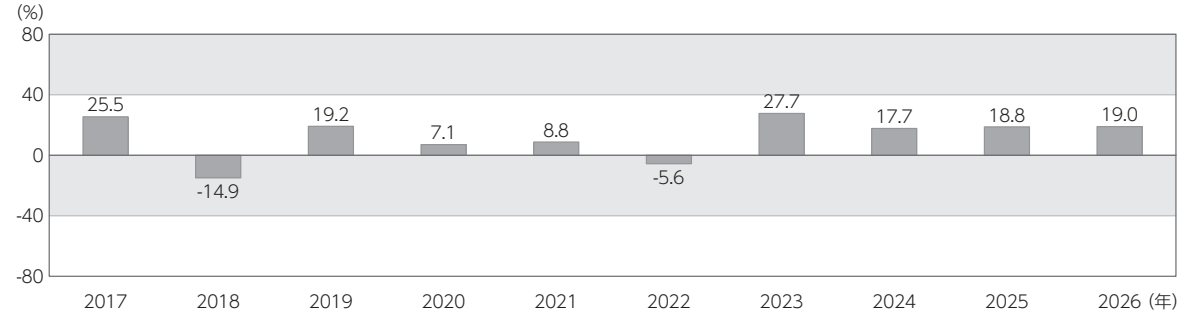
組入上位銘柄　※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

日本ESGマザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
ソニーグループ	電気機器	3.94%
日立製作所	電気機器	3.79%
リクルートホールディングス	サービス業	3.76%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.70%
トヨタ自動車	輸送用機器	2.95%
みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.92%
東京エレクトロン	電気機器	2.84%
三菱電機	電気機器	2.84%
三菱商事	卸売業	2.71%
ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.59%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※2026年は年初から8月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年11月12日から2027年5月11日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	原則として無期限（2005年8月12日設定）
繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年8月11日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年8月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈ファンドの費用・税金〉

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="5">● 投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="3">購入金額（購入価額×購入口数）に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額
購入時手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。
購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。</td><td>ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="4">ありません。</td></tr>
<tr><td colspan="5">● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用
（信託報酬）</td><td colspan="4">純資産総額 × 年率1.54%（税抜1.40%）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配分</td><td>（委託会社）</td><td>年率0.62%（税抜）</td><td>委託した資金の運用の対価です。</td></tr>
<tr><td>（販売会社）</td><td>年率0.70%（税抜）</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。</td></tr>
<tr><td>（受託会社）</td><td>年率0.08%（税抜）</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。</td></tr>
<tr><td colspan="4">[外部委託先報酬]
マザーファンドの委託先運用会社に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁するものとし、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年率0.352%（税抜0.32%）を乗じて得た額とします。</td></tr>
<tr><td>その他費用・
手数料</td><td colspan="4">監査費用：純資産総額 × 年率0.011%（税抜0.01%）
有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。
※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。</td></tr>
</table>

※運用管理費用（信託報酬）、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料（監査費用は除きます。）はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315％
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315％

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金に関する記載は、2026年8月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間（2025年8月13日～2026年8月12日）の総経費率（年率）

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.55%	1.54%	0.01%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書（全体版）をご覧ください。


SBI 岡三アセットマネジメント